

2019年7月1日

各 位

一般社団法人 日本溶接協会
溶接技能者認証委員会 事務局

消費税率 10%への引き上げに伴う各種料金の改定について

2019年10月1日より、消費税率が10%に引き上げられることは周知のとおりです。当協会としてはこれに応じることを目的に、溶接技能者資格関係の各種料金を改定いたします。

10%での新料金の適用を開始する時期は下記のとおりです。各位ご承知置き頂きたく、宜しくお願ひ申し上げます。

記

(1) 受験料金：

評価試験日が2019年10月1日以降のものから適用します。

- * 申込み日が2019年9月30日以前であっても、8月1日以降の申込みであれば新料金を適用します。ただし、申込み日が7月31日以前であれば、旧料金（消費税率8%）を適用します。

(2) 認証料金、学科証明書料金：

判定日が2019年10月1日以降のものから適用します。

(3) 上記以外の料金：

受付日が2019年10月1日以降のものから適用します。

以上